

信州の木活用促進支援事業運営要領

信州木材認証製品センター
平成23年4月12日

第1 趣旨

信州の木活用促進支援事業実施要領(平成23年4月1日付け23信木利第2号林務部長通知。以下「要領」という。)第12の規定により信州の木活用促進支援事業の実施にあたっては、この運営要領により実施するものとする。

第2 用語の定義

(1) 「事業実施主体」

産地の明らかな木材(地域材)(以下「県産材等」という。)利用を行う住宅・建築物に自ら居住する者又はその住宅・建築物を自ら利用する者とする。

(2) 「補助申請者」

事業実施主体が利用する住宅・建築物等の施工者又は発注者とする。

第3 補助対象

補助事業者は、次の各項に定める項目を基本として、住宅・建築物に製材、合板、集成材等の木材を利用する場合に県産材等の使用割合に応じて業実施主体に対する補助を行うものとする。

第4 助成金の額

助成金の額は、要領第2の規定のとおりとする。

産地が明らかな木材(地域材)利用量(m ³ /件)	住宅等補助費(円/件)
25以上	400,000
20～25未満	300,000
15～20未満	210,000
10～15未満	130,000
5～10未満	60,000

第5 使用する木材

県産材等については長野県産の木材を利用し、原則として、信州木材認証製品センターが認証する認証製品を使用すること。

また、県産材等以外の木材については、次の各号に規定する木材を利用するよう努めること。

- (1) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された県内の森林から産出される木材・木材製品。
- (2) 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品。

第6 対象とする木材利用

対象とする木材利用は、前項に定める県産材等を住宅・建築物の新築又は増改築その他リフォームを行う場合に、住宅・建築物の構造躯体、内装等に長期的に利用することとする。

なお、木材利用量の把握が可能な場合は、対象とする木材利用に第5に定める県産材等を建具や造り付けの家具等に利用することを含めてできることができる。

第7 木材利用

県産材等の利用量は、木材利用量の50%以上又は、工事床面積1㎡あたり0.1m³以上とし、新築の場合は10m³以上、増改築その他リフォームの場合は5m³以上使用することとする。

第8 公共施設

第3に規定する住宅・建築物には、公共施設を除くものとする。

第9 他の国庫事業との重複

第3に規定する補助対象が他の国庫補助事業及び県事業に対象となる場合は、補助を行うことができないものとする。

第10 補助単位

補助の対象は、1件あたり住宅・建築物1棟とする。

第11 補助申請

第12から規定する申請等は、県産材等の利用を継続的に行うことを目的とすることから、補助申請者が行うものとする。

第12 事業計画書

- (1) 補助申請者は第6の規定による木材利用が開始されるまでに、信州の木活用促進支援事業計画書（様式第1号）を作成し、信州木材認証製品センターへ提出するものとする。
- (2) 前項に規定による事業計画書を提出するときは、県産材等の予定利用量、予定利用箇所がわかる書類（建築計画概要書、木材使用量算出表及び建築計画適合確認通知書等）を添えて提出するものとする。
- (3) 信州木材認証製品センターは、前項に規定する事業計画書の提出があったときは、内容を審査の上、予算状況に応じて事業の適否を決定するものとする。
- (4) 信州木材認証製品センターは、前項の規定により適否を決定したときは、事業実施主体に通知しなければならない。
- (5) 事業計画書の申請受付は、信州木材認証製品センターが別に定めるものとする。

第13 事業計画書の受理

- (1) 県内枠分の事業計画書の提出があった際は、事業計画書を受理した日による先着順とする。ただし、予算の額に達することとなる事業の適否を決定する日において、予算残額以上に事業計画書の提出があったときは、当該適否の決定をする日に適否を決定すべきものと認めた事業計画書のうちから、抽選により決定しなければならない。
- (2) 前項の抽選により事業計画書の適否の判定がなされなかったものは補欠とし、前項の抽選の日が属する年度の事業計画書受付期間までに、事業計画の決定の取り消しが生じたときは繰り上げて事業の適否を判定するものとする。この場合において、補欠の順位は、あらかじめ抽選により決定する。
- (3) 県外枠の事業計画書の提出があった際は、期間内に応募のあった物のうち以下の条件が高いものを優先して採択する。
 - ① 県産材使用割合
 - ② 県産材の建具や家具等使用
 - ③ デザインシート等によるPRの実施
 - ④ 県産材を使用した2×4住宅等先進的な構造であること

第14 事業の変更

- (1) 補助申請者は、第12第1項により提出した計画書の内容のうち下記に該当する変更を行おうとするときは、信州の木活用促進支援事業計画変更申請書（様式第2号）を補助事業者へ提出するものとする。

- ① 県産材利用量の変更により、住宅等補助費の増減
- ② 完了日の延長

(2) 前項に規定する変更計画書を提出するときは、第12第2項に規定する書類に変更箇所がわかるよう明記し、提出するものとする。

(3) 補助事業者は、前項の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は事業実施主体に対し、変更決定をするものとする。

第15 事業の完了

補助事業等が完了したときとは、当該事業に係る行為の種別ごとに以下のとおりとする。

(1) 住宅・建築物の新築・リフォームで使用する補助対象となる県産材の全ての設置が完了した日とする。

ただし、建売住宅の場合は、住宅購入者との売買契約が完了した時点とする。

(2) 前項の規定による完了期限は、平成24年2月29日とする。

第16 補助金の交付申請

補助申請者は、第12第1項の規定により提出した事業が完了したときは、信州の木活用促進支援事業助成金交付申請書（様式第3号）を補助事業者に提出するものとする。

交付申請書を提出するときは、県産材等の利用実績がわかる書類（信州木材認証製品センターが発行する信州木材認証製品出荷証明書、木材使用実績表、図面、地域材証明書、写真等）を添えて申請するものとする。

信州木材認証製品センターは、必要に応じて補助金の交付申請書の提出期限を別に定めることができる。

第17 調査

信州木材認証製品センターは、補助申請者から実績報告書の提出があった際は、次に掲げる事項について調査を実施するものとする。

- (1) 県産材等の利用実績の確認
- (2) その他実績報告書に記載された事項の確認

補助事業者は、実績報告書の提出があった際は、現地調査ができるものとする。

また、この調査に関し、補助申請者及び事業実施主体は立会その他協力をしなければならない。

第18 確定

補助事業者は、第17による実績報告書の内容を調査し、適当と認められるときは、補助申請者に対し、信州の木活用促進支援事業助成金確定通知（様式第4号）により、補助金の交付確定を行うものとする。

第19 請求

補助申請者は、助成金の交付請求を行うときは、信州の木活用促進支援事業助成金請求書（様式第5号）によるものとする。

第20 事業の中止、廃止又は完了期限延長

補助申請者は事業を中止、又は廃止しようとする場合は、信州の木活用促進支援事業計画取下申請書（様式第6号）を補助事業者に提出するものとする。

信州木材認証製品センターは、前項の規定による取下申請書の提出があったときは、中止等をしようとする事業の調査を行うものとし、やむを得ないものと認められるときは同意するものとする。

第21 事故報告

補助申請者は、処分制限期間内に天災及びその他の事故により、当該事業により取得した住宅・建築物等の財産に事故があったときは、補助事業者に届け出るものとする。